

議員提出議案第3号

食の安全・安心の確立を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月6日 提出

守谷市議会

議長 松丸 修久 様

提出者 守谷市議会議員 川名 敏子

賛成者 守谷市議会議員 渡辺 秀一

〃 末村 英一郎

〃 佐藤 剛史

〃 高橋 典久

〃 又耒 成人

平成 年 月 日 原案 決

食の安全・安心の確立を求める意見書

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールへの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されています。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっています。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくありません。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

記

- 1 食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと
- 2 本改正案等に基づく対策の推進にあたり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。
- 3 一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

茨城県守谷市議会

提出先：内閣総理大臣，財務大臣，総務大臣，厚生労働大臣，農林水産大臣
経済産業大臣，国土交通大臣，内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

提案理由（議案提出議案第3号）

提案の理由を申し上げます。

昨年相次いで発生したホテルや百貨店等におけるメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案を受けて、政府は食品表示の適正化のため緊急に講ずべき対策を取りまとめました。それらの対策を法制化する景品表示法等改正案が、近く国会に提出される運びとなっています。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や、毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声があがっています。

よって、国においては、こういった現状を踏まえ、この食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立など、食品に係る安全性の一層の確保に努めることを求めるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

よろしくご審議のうえ、ご決議のほどお願いいたします。